九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

呂大臨の礼思想について

菰口，治

https://doi.org/10.15017/18039

出版情報：中国哲学論集. 2, pp.42-56, 1976-10-01. 九州大学中国哲学研究会
バージョン：
権利関係：

呂大臨の礼思想について

菰口　治

はじめに

宋代思想史研究の今日までの成果をみてみると、二程子の学問については、道学の集大成者朱子に至るまでのその学統はすでに明らかにされているが、二程子以外の学問について、その継承・発展を問題にしたものはほとんど皆無といっても過言ではあるまい。そこで筆者は張横渠の学統についての問題を取りあげ、かって呂大臨をその最もよき後継者に設定し、さらに呂大臨から永嘉の周行己へと受け継がれていった過程を不充分ながら明らかにしてきた①。しかしその時点においては資料不足の関係上、呂大臨の思想について十分に検討することができなかった。その後、呂大臨の思想を検討するに足る資料を集め得たので、この小論においてまず彼の礼思想について取りあげてみたい。なお、その前に呂大臨の生卒年の確定、資料蒐集の方法に若干の検討を加えてみることにする。

(一)

呂大臨、字は与叔、陝西省京兆藍田の人である。兄に大忠・大防・大鈞がいて呂氏兄弟として名が知られている。なお三兄大鈞との間に二人の兄がいるが名は不明である。彼の生卒年については、「宋史」巻三百四十の呂大防伝附大臨伝、「宋元学案」巻三十一の呂范諸儒学案中の大臨伝、「伊洛淵源録」巻八の呂大臨祭文などに記載する文章をみても明記されていない。ただ、「伊洛淵源録」によると祭文の作者が十四才の時に生れていること、また「宋元学案」によると卒年が四十七才であったことなどが知られるだけである。これらを手がかりにして今日までに二つの説が提出されている。隈本宏氏の説と麦仲貴氏の説とである②。隈本氏は、「伊洛淵源録」に記載する祭文については作者不明であるが、「宋名臣言行録外集」巻六や「宋元学案補遺」巻三十一に、祭文の一部が汲公曰くとして引用さ

れているところから、祭文の作者は汲郡公に封ぜられた次兄大防であると判断された。大防は仁宗の天聖五年（一〇二七年）の生れであるから、大防が十四才の時に生れたとする呂大臨の生年は、康定元年（一〇四〇年）になり、その卒年は英宗の元祐元年（一〇八六年）となるが、翌元祐二年に没した李籲の祭文を呂大臨が書いているところから、そこで生卒年を二年ほどずらされた上、なおまだ一両年後になるかも知れないという一応の考えを提示された。

次に麦氏は、「伊洛淵源録」の祭文は程伊川の作とされる。前述のように「伊洛淵源録」中の呂大臨祭文については、作者名が記されていないので、麦氏がこう判断される根拠がどこにあるのか明確でないが、巻八に記載されている二程門人の劉絢・李籲の祭文を伊川が書いていることから類推されたもののようである。この考えによれば、伊川は明道二年（一〇三三年）の生れで、その十四才の時は慶暦六年（一〇四六年）となり、これが大臨の生年で、卒年は元祐七年（一〇九二年）となる③。そして「続資治通鑑長篇」巻四百七十二に記載する元祐七年四月の項に

礼部侍郎兼侍講范祖禹言、（中略）呂大臨是大防弟、修身好学、行如古人、臣雖不熟識、然知之甚久、以宰相之弟、故不敢言、陛下素知臣不附執政、又臣已乞外任、故不自疑、望陛下記其姓名以備他日選用④。

とある事実に符合すると説明されている。

さて、この二つの説を検討してみると、隈本氏の説では呂大臨の死後数年してから、范祖禹が上奏文で官に推薦したことになり、常識では考えられない。従ってこの説の採用しがたいことは明白であろう。もう一つの麦氏の説は「范学士祖禹その（呂大臨のこと）身を修め学を好んで、行ない古人の如く、講官に充つべきを薦むも、未だ用うるに及ばずして卒す」（宋元学案）とか、「元祐中、太学博士・秘書省正字と為り」（宋元学案）「文学の職に居ること七年にして逝く」（祭文）という記録とも矛盾をおこさず妥当なものと考えられる。だが、麦氏が祭文の作者を伊川に定められた考えには、にわかに同意できないものがある。祭文をみてみよう。

嗚呼、吾十有四年而子始生、其幼也吾撫之、其長也吾誨之、以至宦学之成、莫不見其始終、於其亡也、得無慟乎、得無慟乎。

とある。この中の「その幼きときや吾れこれを撫し、その長ずるや吾れこれに誨う」という表現は、とうてい他人では言えないものである。伊川は大臨の師張横渠とは表弟の関係にあったことは知られているが、呂氏一家との血縁関

係はなかった。少くとも今日われわれが知りうる資料にはみあたらない。こうしてみると、この祭文の作者は、やはり呂大臨の親族のもの、もっとはっきり言い切るならば五人の兄の誰かであろう。そういう意味においては、隈本氏の主張される呂大防だと最もふさわしいのであるが、「長篇」の記事との関係でこの線は否定せざるを得ない。筆者はそこで次のように考える。この祭文は呂大臨の兄のだれかに違いないが、それは大防・大鈞ではなく、大臨と三兄大鈞との間にいた二人の兄、それは今日では、その名も事蹟も全く明らかでないのであるが、そのうちの一人、大臨の卒年から逆算して、明道二年（一〇四六年）生れの兄、四兄にあたる人の作であろうとしたい。ただ、祭文中に「登科すること二十年にして始めて一官に改めらる」とある記載は、六人の兄弟中、五人までは登科したが、彼のみは「挙に応せず、門蔭を以て官に入る。曰く、敢て祖宗の徳を掩わず」（学案）とした事実に合わない。大臨のみが挙に応じなかったことは、「宋史」の呂大鈞伝にも、「大鈞字は和叔、父は賁、六子あり、その五は登科す。」とあって、正しいことのようである。だが、兄が弟の祭文を書くにあたって事実を誤まるであろうか。疑問はなお残る。呂大臨の生卒年に関する問題はこれぐらいにとどめるとして、次に彼の事蹟をみてみようと思うが、具体的なことがらは不明である。伝記・祭文等によって知りうることは、幼時のころより兄たちによって教育され、長ずるに及んでこれまた兄たちとともに張横渠に学んでいる。特に横渠からは熙寧三年（一〇七〇年⑤）ごろからその死に至るまで、大臨の年令でいえば二十四才ごろから三十一才までの学問の形成期にその教えを受けていて、熱烈な横渠学の信奉者となったことは、すでに指摘したとおりである⑥。横渠没後は洛陽に出て、二程子からも教えを受け、元祐の初めごろ太学博士・秘書省正字の官を得ている。郷里の名をとって藍田先生と称せられた。ちなみに彼の夫人は師横渠の弟、張戩の娘である。張戩は「吾れ顔回を得て壻と為す」（祭文）と人に語って自慢していたという。彼の性格がおのずから理解されよう。

さて次に大臨にはどのような著述があったのかをみておきたい。晁公武の「郡斎読書志」には、「芸閣（ママ）礼記解」（以下芸の字はすべて同じ）四巻、「編礼」三巻、「考古図」十巻、「呂与叔玉溪集」二十五巻、「玉溪別集」十一巻、「呂与叔論語解」十巻、「呂氏老子注」二巻、「芸閣先生易解」一巻を記録する。次に陳振孫の「直斎書録解題」には、「芸閣礼記解」十六巻、「呂氏家祭礼」一巻、「考古図」十巻を記録し、「宋史」芸文志には、「易章句」一巻、

「大学」一巻、「中庸」一巻、「礼記伝」十六巻、「孟子講義」十四巻、「玉溪先生集」二十八巻を記録している。また時代は下がるが経書関係の書目録として高い価値を持つ清の朱彝孫の「経義考」には右にみられる書物の他に「呂氏大臨書伝」を記録しているが、これは「宋元学案補遺」巻三十一の呂大臨の項で、馮雲濠は「疑うらくは諸呂の著わす所ならん」と注記しているとおり、呂大臨の著述ではないとみるのが妥当であろう。以上のもののうち今日完全に伝えられているのは「考古図」のみで、他はその残篇が、「宋元学案」「同補遺」「宋文鑑」等に採録されているにすぎない。

(二)

呂大臨の思想をさぐろうとすると、現存する資料はそのわずかな遺文だけであるので不十分である。従って新たな資料の蒐集という作業から始めなければならない。大臨に「論語」「孟子」に関する注釈があったことはすでに見てきたとおりである。その遺文が収録されているとみられるものに、朱子の「四書精義」がある。これをさがしてみると、「論語精義」には、学而篇で十一、為政篇で十四、八佾篇十一、里仁篇十一、公冶長篇十二、擁也篇二十二、述而篇十六、泰伯篇十一、子罕篇十一、郷党篇三、先進篇十、顔淵篇八、子路篇六、憲問篇十三、衛霊公篇八、季子篇八、陽貨篇十三、微子篇四、子張篇二の合計百八十四の章句について大臨の注をひろい集めることができる。「論語」の朱子章句は合計四百九十九であるから、約三分の一強の章句の注にあたることになる。大臨の「論語解」は十巻とされているところから考えると、大臨は「論語」全文に注をほどこしていたとみてよい。ところで「論語精義」は朱子が北宋諸子の注を集めたものであるが、先人の注のすべてを載録しているものではなく、自分の論語理解に参考となりうると考えた部分を集めたものである。従って一つの章句について呂大臨の注の全文を載録しているわけではないことは明白である。集め得たものについてその実例をみてみよう。

呂曰、行謹而言信。

これは学而篇「弟子入則孝」の章の注であり、

呂曰、狂簡当為狂狷、狂者進取、進取則過、狷者有所不為、不為則不及、自非聖人立言、挙不能悉合乎中、雖未合

乎中、固已雑然成章矣、成章則達矣、其中者尚矣、其不中者尚、在裁以就中爾、道之不行也、既不得中、行而取狂狷、又不得其行、而卒帰乎立言、則聖人之不遇、可知矣。

これは公冶長篇「子在陳曰」の章の注である。こうしてみると、学而篇のものは大臨注の一部分のみを、公冶長篇のものはほぼ全文を載録したものであることが明らかに理解できるであろう。次に「孟子精義」に眼を移してみると、梁恵王下篇に二、公孫丑上篇に三、滕文公上篇に二、離婁上篇に四、同下篇に四、万章上篇に一、同下篇に一、告子上篇に二、尽心上篇に三、同下篇に三、の合計二十五の章句の注を集めることができる。「孟子」の場合も先の「論語」と同様の載録であることはもはや言うまでもないことである。「中庸輯略」からは六つの注をみつけ出せる。以上が朱子の著作から集めうる遺文である。

さて、「宋元学案補遺」には「藍田礼記説」として二十六条の大臨の「礼記解」遺文をのせている。これは何によって集めたものであろうか。そこで先人の「礼記」に関する著作を書目録の中からさがしてみると、諸家の注を集めたものに、南宋の人衞湜の「礼記集説」があることを知る。衞湜は、南宋時代に程氏の学を偽学として排斥し、朱子もまきぞえをくって弾圧されたいわゆる偽学の禁の推進者韓侂胄を逐放するのに功を立てた衞涇の弟である。彼の「礼記集説」がどのようなものであるのかは、次の資料によって知りうる。

衞湜、字正叔、崑山人、後楽先生之弟也、先生好古博学、除太府寺丞将作少監、皆不赴、嘗集礼記諸家伝注為書、一百六十巻、名曰礼記集説、宝慶二年上之、終朝散大夫直宝謨閣知袁州、学者称為槱斎先生。

（宋元学案補遺　巻七十九）

平江衞氏世善為礼、正叔又自鄭注孔義陸釋、以及百家之所嘗講者、会粋成書、凡一百六十巻、如寧寧何晏例、各記姓名以聴覧者之自擇、非特以備礼書之闕也

（魏了翁　礼記集説序）

これによると、上は鄭玄注から下は彼と同時代の人までの伝注を集めたものであるという。「礼記集説」は今日通志堂経解に収録されているので容易に見ることができる。そこで巻首にある集説名氏を数えてみると、百四十三家に及んでいる。この書は先の朱子の「四書精義」の立場と異っていて、先人諸家のものを抜粋して集めるということをし

ていない。従ってこの書に残っているものは、諸家の「礼記」に関する文章なり注釈がほぼ完全に伝えられているとみてよいものである。そこでこの「礼記集説」によって呂大臨の注文をひろってみると、一篇全体に注のある篇は次のとおりである。

曲礼上篇、曲礼下篇、孔子閑居篇、中庸篇、表記篇、緇衣篇、深衣篇、投壺篇、儒行篇、大学篇、冠義篇、昏義篇、郷飲酒義篇、射義篇、燕義篇、聘義篇、喪服四制篇。

の十七篇であり、その他の篇では檀弓上篇に一、同下篇に二、曾子問篇に四、内則篇に一、喪服小記篇に一、大伝篇に一、楽記篇に一、雑記上篇に一、同下篇に三、喪大記篇に一、祭法篇に一、閑伝篇に二、の遺文を集めることができる。

ところで先にみたように「直斎書録解題」には「芸閣礼記解」十六巻があった記録している。その解題をみてみよう。

秘書省正字京兆呂大臨与叔撰、案館閣書目作一巻、止有表記・冠・昏・郷・射・燕・聘義・喪服四制、凡八篇、今又有曲礼上・下・中庸・緇衣・大学・儒行・深衣・投壺八篇、此晦庵朱子所伝本、刻之臨漳、射埭書坊称芸閣呂氏解者、即其書也。

とあって、表記・冠義・昏義・郷飲酒義・射義・燕義・聘義・喪服四制・曲礼上下・中庸・緇衣・大学・儒行・深衣・投壺の十六篇に注をほどこした十六巻で朱子の伝え、刊行したものがあったことを伝えている。しかし、一方衞湜の解説によると

解十巻、案中興館閣書、止一巻、有表記・冠義・昏義・郷飲酒義・射義・燕義・聘義・喪服四制八篇而已、今書坊所刊十巻、又有曲礼上・下・孔子閑居・中庸・緇衣・深衣・儒行・大学八篇。

とあって十六篇には変りはないが、解題に入れてあった投壺篇はなく、代りに孔子閑居篇が入り、また十六巻ではなく十巻本が書坊によって刊行されていたと説明している。投壺篇も孔子閑居篇もともに「礼記」の諸篇中では短い篇で、特に投壺篇はその終りの方はほとんど欠字であって、完全な篇として扱うには問題のありそうなものである。「芸閣礼記解」十六篇のうち、十五の篇ははっきりしており、残る一つの篇については現在のところ他に判定する材料

がないので、いずれとも決定しかねるが、衞湜の「礼記集説」によって集めることのできた大臨礼記解は、ほぼ復元しえたものと考える。ところでこの「芸閣礼記解」は前に述べたように今日伝っていないとしたが、より厳密にいえば、今日わが国に伝っていないということである。中国から出版されている「中国叢書綜録」をみると、西京清麓叢書続篇に「礼記解十六巻、呂大臨撰」として収録されているものがある。この西京清麓叢書がいかなる叢書であるのか、いま筆者はその知識を持っていないが、名前から察すると長安を中心にした地域出身の学者達の著作を集めたもののようで、永嘉叢書や金華叢書などと同じ性格の郡邑叢書ではなかろうかと考えられる。この西京清麓叢書は今日わが国で公表されている漢籍目録にはみあたらないもので恐らくわが国には伝えられなかったものであろう。従って実際に見ることのできない現状では、いままで進めてきたような資料の蒐集という作業から出発しなければならなかったのである。

(三)

さて以上のような作業を経て集めた呂大臨の遺文にもとづいて、彼の思想の検討に入るわけであるが、それは次の(四)で精しく述べることにして、なおいましばらく概括的な点から思想の大枠を考えてみたい。

兄氏兄弟のなかで一番最初に横渠の弟子となったのは、彼の三兄である大鈞であった。

呂大鈞、字和叔、晋伯之弟、嘉祐二年進士、（中略）横渠倡道于関中、寂寥無有和者、先生于横渠為同年友、心悦而好之、遂執弟子礼、于是学者靡然知所趨向、横渠之教、以礼為先、先生為郷約、関中風俗為之一変。

（宋元学案巻三十一　呂大鈞伝）

右にみられるように、大鈞は横渠と「同年の友」であった。ここでいう同年の友とは年令のことではない。大鈞は元豊五年（一〇八二年）の卒（宋元学案）で五十二才であった（宋史）ことから逆算すると、その生年は天聖九年（一〇三一年）で、天禧四年（一〇二〇年）生れの横渠と同年令でありえようがない。ここでいう意味は科挙の合格が同じ年であるということである。ともに嘉祐二年（一〇五七年）の進士である。官吏としての出発が同年であるということは、いくら年令が異なろうとも、先輩後輩の関係にはならない。だが大鈞は横渠に心服して弟子となった。そして礼を最も重視する横渠の教えを受け、それがやがて他の兄弟にも及んでいったのであろう。横渠の礼思想は大忠・

大防・大釣の三兄弟の手によって有名な「呂氏郷約」という形で実学としての実を結ぶ⑦。観念的な礼の学習ではなく、実践的な礼の重視こそが横渠学派のその特徴であった。大臨はこうした礼を重視する兄たちによって学問の手ほどきを受けて成長していった。さらに長じて横渠から直接教えを受けた経過については、すでに述べたとおりである。こうしてみると大臨の思想の特徴も礼にあったとみることは容易であろう。そこで「礼記解」を問題にしてみたい。

「礼記」四十九篇は大きく分類すると次の三になるであろう⑧。第一には礼そのものに関する文献、第二には広汎な問題を扱う諸子類の文献、第三には広義には礼といえるが制度に関する文献である。四十九篇をそれぞれ以上の三つにあてはめてみると、多少の問題は残るとしても次のようになるであろう。

礼に関する文献―曲礼上下・檀弓上下・曾子問・文王世子・礼運・礼器・郊特牲・内則・玉藻・喪服小記・大伝・少儀・雑記上下・喪大記・祭法・祭義・祭統・奔喪・問喪・服問・間伝・三年問・深衣・投壺・冠義・昏義・郷飲酒義・射義・燕義・聘義・喪服四制

諸子に関する文献―経解・哀公問・仲尼燕居・孔子閒居・坊記・中庸・表記・緇衣・儒行・大学

制度に関する文献―王制・月令・明堂位・学記・楽記

この分類からみると、大臨の「礼記解」は制度に関する諸篇には注をほどこしていない⑨。礼そのものに関する諸篇では、曲礼上下・深衣・投壺・冠義・昏義・郷飲酒義・射義・燕義・聘義・喪服四制の十一に、諸子に関する諸篇では、孔子閒居・中庸・表記・緇衣・儒行・大学の六に注を残している。さて今日われわれの手にすることのできる「儀礼」十七篇には、士相見・大射・士喪・少牢饋食・有司徹の五篇を除いて、他の篇には篇末に記という一段がある。そして「礼記」の冠義・昏義・郷飲酒義・射義・燕義・聘義の六篇が、それぞれ「儀礼」の士冠礼・士昏礼・郷飲酒礼・郷射礼・燕礼・聘礼の義を説くものであることは、朱子の「儀礼経伝通解」より以来一般にみとめられていることがらである。また深衣・喪服四制は喪の服装に関する記録でこれもまた「儀礼」と関係がある。次に投壺は鄭玄の注⑩によると曲礼の正篇である。鄭玄のいう曲礼とは「儀礼」の旧名であるから⑪、曲礼上下・投壺ともに「儀礼」と深いつながりがあることになる。「礼記」の諸篇で「儀礼」と関係を持つものはこの十一篇にとどまらず、第一の分類、礼に関する文献に属するものはすべて何らかの意味において関係しているわけであるから、断定はしかねるが、この

十一篇が特に深い関連性を持つということは理解できるであろう。

では大臨が何故「礼記」中の「儀礼」に関連する部分のみをとり上げているのか。その理由は次の資料によって明らかであろう。

冠昏射郷燕聘、天下之達礼也、儀礼所載、謂之礼者、礼之経也、礼記所載、謂之義者、訓其経之義也、先王制礼、其本出於君臣父子尊卑長幼之間、其詳見於儀章度数周旋曲折之際、皆義理之所当然、故礼之所尊、尊其義也、失其義、陳其数、祝史之事也、知其義、則雖先王未之有、可以義起也、不知其義、則陥於非礼之礼、非義之義、大人弗為也、凡冠昏射郷燕聘義、皆挙其経之節文、以述其制作之意也。（礼記解　冠義篇）

これによると、冠・昏・射・郷飲酒・燕・聘の礼は天下の達礼で、その根本は君臣・父子・尊卑・長幼の秩序を確立するところから出発したものであるが、これは大綱である。この大綱が最も具体的な形となって表れるのは、儀章・度数・周旋・曲折という日常の規律・行動の際である。これらはみな当然そうあらねばならない義理である。だからこそ礼の中でこの義が尊重されるのである。冠から聘に至るまでの礼の義が、大綱である「儀礼」を実践していく上での具体的方法として、当面の緊急事として考えられていたのである。「礼記」中の「儀礼」の義にあたる諸篇がとりあげられる理由がここに明らかになったであろう。さらに右の資料中の「儀礼の載する所これを礼と謂うは礼の経なればなり。礼記の載する所これを義と謂うはその経の義を訓ずればなり。」と説明する部分は、先にとりあげた朱子の「儀礼経伝通解」の立場に影響を与えた先駆的なものとして非常に重要な意味を持っている。みのがせない点として指摘しておきたい。

このようにみてくると、呂大臨の思想の特徴は礼学に最もよく表れているといえるであろう。その礼学の基本は儀礼であることもいまや明らかである。さればこそ朱子は「呂与叔、諸家の説を集めて儀礼を補う、儀礼を以て骨と為せばなり」（朱子語類、巻八十四）と評した。ところで大臨の儀礼重視の立場は、くどくどしい礼の細則をただかたくなに遵守する俗儒の立場とは異っていた。

夫先王制礼、豈苟為繁文末節、使人難行哉、亦曰以善養人而已。（礼記解　射義篇）

礼制定の目的は「善を以て人を養うのみ」というように、あくまでも礼の精神によって理想的な人間性の養成をめざ

すものであった。礼の精神を忘れた繁文末節にこだわっているから、人々に敬遠され、実行されなくなってしまう。こういうしきたりのみを重ずることは、「祝史の事」として前にみた資料においてもすでに否定されていた。

この章で意図した概括的な検討から、論はいよいよ具体的内容に移行しつつある。そこでこの章の最後として、大臨の礼学重視のもう一つの側面をみておくことにしたい。大臨の著述の中でわが国に伝えられている唯一のまとまった資料として「考古図」がある。これは彼の眼にふれた彝器・鼎器の類を図に表わして、解説を加えたものであるが、これは単なる骨董趣味の面から行なわれた作業ではなく、やはり礼学と密接にかかわりを持って意図されたものである。「考古図」の序文をみてみよう。

器猶出於山巖屋壁隴畝墟墓之間、形制文字且非世所能知、況能所用乎、当天下無事時、好事者蓄之、徒為耳目奇異玩好之具而已、噫天之果喪斯文也、則是器也胡為而出哉、予於士大夫之家所閲多矣、毎得伝摹図写寖盈巻軸、尚病窺啓未能深考、暇日論次成書、非敢以器為玩也、観其器、形容髣髴以追三代之遺風、如見其人矣、以意逆志、或探⑫其制作之原、以補経伝之闕亡、正諸儒之謬誤。

ここにはっきりと「好事家たちはただ耳目をよろこばせる変った器具だとして集めているが、自分は愛玩のためではなく、古い器を観察し、器に刻みこまれた文字を読み、理想的社会であった三代の遺風を胸に描き出すのである。そうすることによって、古器の制作された淵源と精神を探り、経伝に欠けている部分を補う材料として、諸儒の誤謬を正さんとするものである。」とする立場が宣言されている。古礼に通暁し、礼制を完全ならしめようとする態度が、大臨のめざすものであった。古器についての研究は、欧陽修の「集古録」もある。欧陽修の目的は「因りて夫の史伝とその闕謬を正すべきものを併載して、以て後学に伝う。」（欧陽文忠公集、巻四十、集古録自序）というのに明らかなように、歴史研究の立場からするものであった。同じ古器の研究でありながら、それぞれ両者の意識の差がはっきりと表れていて興味深いものがある。欧陽修以後、古器の研究は、王黼らの「博古図録」、趙明誠の「金石録」、王俅の「嘯堂集古録」と続いていくが、その目的はいずれも欧陽修の意図した線を中心にして、やがては金石文の研究へと発展していく。こうしてみると呂大臨の意図は非常に個性ある色彩をおびていて、礼学重視の彼の立場がより一層明らかとなるであろう。

(四)

礼が制定された目的は何であろうか。呂大臨は、理念的には「先生、礼を制するの意は、法を天地に象どりて以て天下の情に達するのみ、」（礼記解、喪服四制。以下礼記解を略す。）とし、抽象的には「先王の礼を制するや、善を以て人を無事の際に養う、」（聘義）と考え、具体的には「聖人、理義の同じきに因り、然りしこうして制してこれが礼を為り、然るのち父子親あり、君臣義あり、男女別あり、」（曲礼上）とするところに求めている。要するに人倫の確立にとって礼が必要であると考えている。「君臣・上下・父子・兄弟は人の大倫なり。礼に由りてしかるのち定まる、」（曲礼上）というのはそのことを明らかに示している。また「君臣・父子・長幼・夫婦の倫は、吾が性の固より有する所なり、」（燕義）ともいって、この人倫は礼によって定まるものではあるが、そもそも人が生れた時から固有しているもので、他からおしつけられた制度ではないことも明言する。

では人倫の確立によってもたらされる効果はどこにあるのか。「礼、尊卑・上下の別を明らかにすれば、則ち分守られざるなく、令従われざるなし」（曲礼上）「蓋し人倫の本は、夫婦に始まり、君臣に終わる、本正しくして末治さまらざるもの、亦たいまだこれあらざるなり、」（昏義）「倫既に正しければ、教行なはれ俗美なり。薫沐涵濡して、善に遷りてみずからは知らず、」（郷飲酒義）「君君たらば臣は臣たり、父父たらば子は子たり。天下国家を保つ所以なり、」（表記）という言葉に見られるように、社会秩序の善化、天下国家の維持に効果があると考えられている。社会的な効果だけではない。個人の修養の面からも必要だとされる考えは、「苟しくも礼以て内に節するなければ、則ち外物の軽重、その常心を移すに足る、」（曲礼上）とか「徳礼は先王の内を治むる所以にして、刑政は外を治むる所以なり、内を治むるの教行なわるれば、則ち人みな以て君子たるべし」（論語解、為政、道之以徳の章）とするところにみられる。人倫の芽は人の固有しているものであるが、そのまま放置されていたのでは善美なる芽も発育しない。礼によって節制しなければならないとする。この善美なる芽をそこなうものは欲望である。しかしてこの欲望も同時に人が生れてより以来持っているものでもある。「欲は人のなかる能わざる所なり、これに従えば則ち己れを喪いて天理を滅す、好悪、内に節するなきは欲に従うものなり、」（曲礼上）とみえるものによると、この欲

望は全面的に否定されていないようにも思われる。野放図な従い方をするところに問題があるとして、みずから節制することを要求している。それは次の文章からもうかがえる。「蓋し分争は礼に合すれば則ち可なるも、礼に合せざれば則ち不可なり、辯訟は礼あれば則ち直なるも、礼なければ則ち不直なり」（曲礼上）と。みずからの節制の基準、それはいうまでもなく礼である。

ところでこの個人の修養は、ただ個人的な人間性の完成のみに目的があるのではなく、天下の混乱を防ぐ第一の手段として礼による人間性完成として期待されている。それは「偷惰に安んぜずして、礼を行なうに安んじ、相下を恥とせずして、礼なきを恥とせば、則ち忿争の心・暴慢の気、従りて作る所なし、これ天下の乱、未萌に止まる所なり」（聘義）ということに示されている。礼と人と国との関係は「国の国たる所以は人道立てばなり、人の人たる所以は礼義立てばなり」（冠義）とあって、あくまでも国家の中の一人として位置づけられ、だからこそ一人の礼による人間的完成が求められている。個人の側面からみると以上のようであるが、為政者の側からみるとどうなるのであろうか。「仁義にして且つ礼あり、一郷に行ない、一国に達す、所謂る身を正し国を安んずるなり、この術を挙げて、これを天下に達すれば、則ち天下安し、故に一郷に由りて、王道の天下に行なわるるべきを知るなり、」（郷飲酒義）とあるものによると、まず礼による一郷の風俗の淳化が求められ、それが一国に及び、やがて天下へと広ろがりをもっていく雄大な構想が説明されている。この世界において理想的な王道政治の実現が、一郷の実践から可能だとするのは、短絡すぎはしないかという見方もあろうが、大臨にとってはそれは必ずしも観念的思考の所産から生れ出てきたものでないだけに、可能だといい切る自信があったのである。彼はすでに一郷における礼の実践に参加してきている。兄たちの定めた「呂氏郷約」の実践である。「呂氏郷約」は道徳の実践をめざした郷人の約であり、その約の実現のために、民衆自身が互いに善を勧めあい、過ちを改めあう方法が用いられている。それは礼の義の具体的な実施細則であったといってもよいであろう。「呂氏郷約」は清水盛光氏の指摘によると⑬、「周礼」の精神で貫かれているという。だがその内容の中には冠昏喪祭も含まれていて、儀礼の義の実践をめざすものもある。大臨は「郷約」を支え補うものとして儀礼の重視へ傾むいていったのではあるまいか。儀礼はたしかに日常の繁瑣な礼ではある。「礼は節文なるのみ、節文明らかならざれば、慢瀆由りて生ずる所なり、」（表記）というように、くどくどしい礼を時代の実情に

合わすことなく、必然的実践課題として無意識のうちに行なう立場を否定して、「礼は行なうべからざるものあれば、必ず変じて宜しきに従う、」（曲礼上）「礼は経ありと雖ども、変わることなかる能わず、」（論語解、八佾、子入大廟の章）という言葉にみられるように、臨機応変の立場で、ほどよい節文のもとにくどくどしくならないように心がけている。こうすることによって民衆に植えつけていこうとしたのである。

この「呂氏郷約」が実際に運用されて、一定の効果をあげたことは事実のようである。大釣の伝記に「先生条して郷約を為る、関中の風俗これがために一変す、」（宋元学案巻三十一）と記録されていることによって確かめうる。

以上のように呂大臨の礼思想についてみてくると、われわれはどうしても彼の師、張横渠のそれを思い出さずにはおれない。横渠の礼については、すでに発表しているので、ここでは精しくはふれないが、その礼制の目的は儒教理念による強固な国家体制の確立をめざすものであった。この思想が色濃く大臨にも受け継がれていることはすでに明らかであろう。ただ、横渠にはみられなかった礼の細則をより精しくこまやかに説く点に、横渠の礼学を発展させた大臨独自の特徴をみつけ出すことができるのである。

おわりに

㈠においては、呂大臨の生卒年に関する二つの説を検討して、一応の決着をみた。次に㈡においては、呂大臨を研究する上で、従来一つの障害となっていた資料不足を補うために、新しい資料の蒐集という作業を行なって、今日中国には伝えられているらしいが、わが国ではみることのできない彼の「礼記解」の復元を図ってみた。そして㈢では、その「礼記解」を外面的に検討して、礼そのものに関する文献と諸子に関する文献とに解説を加えていることを明らかにし、礼のなかでは「儀礼」の義にあたる諸篇に注目していたことをも明らかにした。そしてその見解は朱子の「儀礼」理解に影響を与えたことも指摘した。最後に㈣では、新しく蒐集した資料にもとづいて、大臨が礼をどのように考えていたかをみた。繁瑣なようにみえる「儀礼」の諸細則の実行を通じて、終局的には礼による社会風俗の善化、王道政治の実現を求めようとしたものであった。礼が単なる個人の修養論に止まらない面に大臨の思想の特徴がみられた。それは師張横渠および大忠・大防・大釣の兄たちの影響を受けて発展させたものであることも指摘したとおり

である。

最後にこの小論では、大臨の礼思想にテーマをしぼったために、彼が諸子に関する文献についてどのように考えていたかを検討する余地がなかった。この問題については別に稿を改めて、発表したいと考えている。

この論文は昭和五十年度、一般研究「北宋期における思想と文学の変遷とその交流」（代表荒木見悟氏）の研究成果の一部である。

〔注〕

① 「関学の特徴（Ⅱ）ー礼を中心にしてー」（文化第三十二巻三号）および「周行己の思想史的位置について」（九州中国学会報第二十巻）参照。

② 隈本氏「藍田呂氏兄弟ー主として伊洛淵源録にみるー」（九州中国学会報第十四集）
麦氏「宋元理学家著述生卒年表」（新亜研究所専刊之三）

③ 大江文城氏も「程朱哲学史論」において、麦氏と同じ生卒年に設定し、「祭文」を同じく程伊川の作とするが、その根拠はやはり示されていない。

④ この文章は「范太史集」巻二十六に「薦講読官劄子」として収められている。

⑤ 横渠が中央の官界から身を引いて、郷里の横渠鎮に帰ってきたのは、弟天祺が王安石の怒りにふれて罪を得た熙寧三年のことである。以後熙寧十年に没するまで、太常礼院として一度出仕しただけで、あとは郷里にあって教育と実践活動にたずさわっていた。（呂大臨撰行状による。）

⑥ 拙稿、前掲論文参照。

⑦ 「呂氏郷約」は呂大忠もしくは呂大鈞撰となっているが、清水盛光氏は「中国郷村社会論」において、大鈞が二人の兄の援助によって完成したものであろうと指摘しておられる。

⑧ 以下の「礼記」に関する分析、研究等は昭和三十四年度の東北大学文学部における金谷治博士の特殊講義「礼記

の研究」を参考したものである。

⑨ 大学篇を制度に関する文献に分類するのは今日の考え方であるが、宋代の思想家たちには中庸篇などと同じく諸子に関する文献として考えられていたことは明白である。従ってこの分類では諸子に関する文献としてあつかうことにした。

⑩ 「経典釈文」に引く鄭玄注「投壺者……亦曲礼之正篇」による。

⑪ 同じく「経典釈文」に引く鄭玄注「曲礼者是儀礼之旧名、委曲説礼之事」による。

⑫ 「宋文鑑」巻八十三に収録する「考古図後序」には「探」を「深」に作るが、明らかに誤りであろう。

⑬ 清水氏　前掲書参照。